

# TOPICS

ライフプランを考えるときに知っておきたい話題を取り上げて解説します



## 家計の観点から知っておきたい 「民法改正」のポイント

弁護士

佐々木 明子

[ささき・あきこ]  
弁護士（東京弁護士会所属）。中央大学法科大学院卒業。趣味は、旅行、スポーツ観戦。所属：いずみパートナーズ法律事務所。

債権の消滅時効期間の定めが概ね統一化。原則5年に。個人根保証契約では、書面で上限額の定めがなければ無効に。



明治29年に民法が制定されて以来、ほとんど改正されていなかった債権関係の規定が、平成29年5月26日に成立した「民法の一部を改正する法律」によって改正され、令和2年4月1日に施行されました。

今回の改正は多岐にわたりますが、本稿では、私たちの家計に関係する消滅時効と個人根保証契約の重要な改正について、ご説明します。

### 消滅時効期間の改正

改正前の民法は、「債権は、10年間行使しないときは、消滅する。」としつつも、商行為によって生じた債権の消滅時効（5年間）や職業別の短期消滅時効（1年間など）が別に定められており、どの規定が適用されるのか分かりにくいという問題点がありました。

今回の改正によって、**債権は、①債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき**

又は  
②権利を行使することができる時から10年間行使しないとき

は、時効によって消滅すると定められ（第166条第1項）、商行為によって生じた債権の消滅時効及び職業別の短期消滅時効の規定は廃止されることになりました。これにより、**時効期間の定めが概ね統一**され、改正前の問題点が解消されました。

例えば、お金を貸し借りしたとき、又は物を売買したときなど、契約によって生じた債権を有する場合、契約した人は、契約時に権利を行使できることを知るのが通常ですから、①により時効期間は5年間となります。商行為によって生じた債権については改正前と変わりませんが、個人間の契約によって生じた債権については、時効期間が10年間に短縮されたことになりました。

ただし、**債権の中でも、人の生命又は身体**の侵害による損害賠償請求権の時効期間は、

①債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき

又は  
②権利を行使することができる時から20年間行使しないとき

は、時効によって消滅すると定められ（第166条第1項、第167条、第724条、第724条の2）、人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権についても同様となりました。

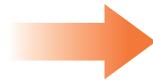
これは、**人の生命身体という重要な法益（法律によって保護される利益）については時効期間を長くすることで、より手厚く保護しようとしたものです。**

例えば、交通事故によって傷害を負った被害者が有する不法行為に基づく損害賠償請求権の時効期間は、改正前は3年間でしたが、改正によって5年間に長期化されることになりました。

改正民法が適用されるのは、令和2年4月1日の施行日以降に発生した債権で

■ 職業別の短期消滅時効の例

【旧民法】	
債権の種類	時効期間
医師の診療報酬	3年
弁護士の報酬	2年
飲食代金	1年
動産のレンタル代金	1年
商取引債権	5年



【改正民法】

- ・原則5年
- ・ケースによっては最長10年

す。それ以前に締結された契約によって生じた債権には、改正前の民法が適用されます。人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権については、施行日に改正前の民法の時効期間であった3年間が経過していなければ、改正民法が適用されます。

個人根保証契約は  
極度額の定めが必要

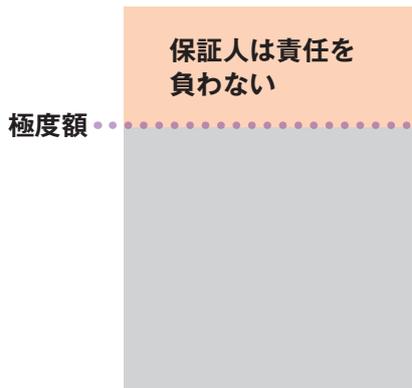
「個人根保証契約」とは、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約であつて、保証人が法人でないものを行います（民法第465条の2第1項）。あまり聞きなれない言葉かもしれませんが、身近な例を挙げますと、自分の子がマンションの部屋を借りる際に保証人となる場合も、賃貸借契約の範囲に属する不特定の債務を包括的に保証することになるので、賃貸人と保証人間の契約は、個人根保証契約となります。

このような場合、保証人は、借借人との信頼関係に基づいて保証人となることが多いため、契約時に自分のリスクを考えることは少ないかもしれません。

改正前の民法では、一部の根保証契約についてののみ極度額（保証人が負担する上限額）を定めることを義務としており、借借人との根保証契約は、その対象外でした。そのため、仮に、借借人が長期間賃料を支払わずに失踪したなどという事態が生じた場合、保証人は、賃貸人から予想外に高額な請求をされるおそれがありました。

そこで、今回の改正によって、**個人の根保証契約一般について極度額を定めることを義務とし、定めなければ、その根保証**

■ 極度額（上限額）の定めのない個人の根保証契約は無効



契約は無効になることになりました（第465条の2第2項）。

これにより、保証人は、契約時に、自分が責任を負う上限額を知ることができるように、予想以上に高額な請求をされるという事態を避けることができます。なお、**極度額は、書面で定めなければなりません**（同条第3項、第446条第2項、第3項）。

ただし、**改正民法には、極度額の上限額を制限する規定はありません**。保証人にとつてあまりに高額な極度額が定められてしまうと、重い責任から根保証人を保護するという条文の意味がなくなってしまうかもしれません。**個人根保証契約を締結する場合には、極度額の具体的な金額についても、しっかりと確認するようにしましょう。**

根保証契約に関する改正民法が適用されるのは、施行日後に締結された根保証契約です。